

---

---

朝霞和光資源循環組合  
ごみ広域処理施設整備・運営事業  
対面的対話における確認事項に対する回答

---

---

令和6年6月28日

朝霞和光資源循環組合

## 対面的対話における確認事項に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）
1	要求水準書	8	第1編 第3章	4	3. 4. 7 (3), (4)	(3)水路の付替え (4)市道の廃止 及び付替え	<p>水路の付替え、市道の廃止及び付替えに関して以下ご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・添付資料6に排水不良の懸念への配慮と記載がありますが、その範囲をお示しください。また、必要な排水不良の対策について協議を行う所管部署をご教示願います。</li> <li>・水路の付替え及び市道の廃止及び付替えを行う上で道路管理者と協議は行いますが、計算書、設計図の作成までを事業者側で行うのでしょうか。また、付替道路の土地に係る測量及び分筆作業とありますが、分筆作業の具体的な内容をご提示願います。</li> </ul>	<p>○排水不良について 現地の地形や添付資料13排水区画割施設平面図（雨水）などで排水経路を勘案した結果、ごみ広域処理施設を建設した場合、建設予定地東側市道491号線において排水不良が懸念されるものと想定していました。 しかし、降雨時に改めて、排水経路の現地調査や排水路の高低差調査等を実施したところ、現状では廃止予定の道路の有無に関係なく雨水排水が処理できていることから、排水不良への懸念としては可能性が低いものとして計画してください。 なお、排水について具体的な協議を行うことになった場合の所管部署は、和光市道路安全課及び下水道課となります。</p> <p>○水路の付替え及び市道の廃止及び付替え 計算書と設計図の作成についてはお見込みのとおりです。 また、事業者における分筆作業の具体的な内容としては、和光市道路安全課と協議をして、測量を行った後に、図面を作成し、道路を築造していただきます。その後、組合にて分筆の手続きを行い、和光市にて登記の変更を行う手順となります。</p>
2	要求水準書 第1回質問 回答	9	第1編 第3章 No. 4	5	3. 5. 2	プラント用水	<p>「プラント用水は、上水と井水を併用する」という要求水準に対し、第1回質問回答No. 4において、試掘採水を可とする回答をいただきましたが、提案書提出までに調査結果が間に合わないため、公表されている水道局のデータを基に提案を行うことを考えています。 井水の1日の取水量は、最大50m<sup>3</sup>とのことですが、プラント用水として使用する上水と井水の使用量の割合は事業者提案とさせていただきますでしょうか。 また、整備した井戸は、災害時の用水確保にも利用することが規定されていますが、どの程度の使用量を想定されていますか。</p>	<p>井水の水質が悪くランニングコストに影響する場合は、事業者提案を可とします。ただし、水質に問題がない場合は、ランニングコストの低減を図ることや、災害時の用水を確保する目的から、積極的に井水を活用してください。 なお、上水を主として使用することになった場合でも災害時等における断水を考慮して【7】日以上の施設稼働が可能なように用水確保策を講じてください。（要求水準書 p. 104 3.9.1 (5)）</p>
3	要求水準書	155	第2編 第6章	1	6. 1. 1	表2-25居室騒音 基準	<p>見学者廊下には施設内部を見学するための窓があります。この付近の騒音値はPNC45を遵守することは困難かと思われれます。窓から離れた位置での騒音基準値と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答(案)
4	要求水準書	188	第2編 第7章	4	7.4.5	除染方法	「木毛板については～解体ヤードで高圧洗浄を施して除染する方法を標準とすること」とありますが、木毛板のような微細な空隙がある建材の除染は困難なため、撤去後、特別管理産業廃棄物もしくは産業廃棄物として処分してもよろしいでしょうか。	可とします。
5	要求水準書 および 添付資料06	8	第1編 第3章	4	3.4.7 (5)	送電鉄塔及び高 圧送電線との離 隔確保 事業予定地に関 する条件図	「送電鉄塔へ制約条件を考慮…」とありますが、鉄塔敷地内に雨水排水設備はございますか。その場合、本敷地内の雨水排水の行先をご提示願います。また、鉄塔基礎の構造図、排水計画図関係の資料をご提示願います。	雨水は地下浸透となっており、雨水排水設備は設置されていません。 なお、今後必要となる排水対策については、東京電力パワーグリッド株式会社様にて検討すると回答を得ています。 また、鉄塔基礎の構造図については、配布資料として提供します。
6	要求水準書	144	第2編 第5章	1	5.1.7 (3)	直流電源設備	「直流電源装置の容量は、非常用照明及び受変電設備の制御に必要な電流並びに供給時間により算出する。」と記載がある一方で、設置台数が1基となっています。受変電設備の制御電源に使用する直流電源装置は「電気事業法」、非常用照明の直流電源装置は「消防法」の管理法規下にあり、補償時間も異なるため、別盤として計画してもよろしいでしょうか。	可とします。
7	要求水準書	27	第2編 第1章	3	1.3.3	(3)粗大ごみ 処理条件	「本施設搬入後に自転車ストックヤードに移送、一旦保管後に破砕処理とする。ただし、リユース可能なものについては、選別して組合が委託する業者に引き渡すものとする。引取困難な状態の場合やヤードが溢れる保管量となった場合は、本施設内で破砕処理とする。」と記載があります。 一方、添付資料22には、後半部分の「引取困難な状況・・・」以降の記載がありませんが、自転車の破砕処理は、引取り困難な状態のものとストックヤードから溢れた分のみを破砕処理すればよろしいでしょうか。 また、業者へ引き渡す自転車の実績台数がわかればご教示願います。	構成市では、自転車を鉄くずとして売却していましたが、年々引き取り価格が下落し、現在は逆有償となる状況も見受けられるなど、引取り条件が厳しくなっていることから、自転車については、本施設にて破砕処理することを基本としています。 なお、事業者へ引き渡せるリユース（再使用）可能な自転車については、年間100台程度を想定しています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答(案)
8	要求水準書	113	第2編 第4章	3	4.2.3	粗大ごみ受入貯留ヤード	<p>「粗大ごみに含まれる製品プラスチック（PP・PE製の衣装ケースや棚など）については、再商品化事業者が別途設置するコンテナに移送、保管する。」と記載があります。</p> <p>収集委託業者、許可業者が搬入するごみについては、粗大ごみとして搬入されたごみから製品プラスチックの選別作業を行い、直接持込については、①燃やせないごみ②有害ごみ③粗大ごみ④不燃ごみが混載されている中から、大きさにより③の粗大ごみを分類し、そのごみ中から選別するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、分別の詳細については、再商品化事業者の意見なども参考にして、受注者と協議を行い決定していくものとします。</p>
9	第1回質問回答	4	No. 9				<p>第1回質問回答No. 9で「高質ごみ時の最大ガス量は、31,000m<sup>3</sup>N/h・炉となります。」と回答をいただきましたが、改めて生活環境影響調査書を確認したところ、排出ガス量31,000m<sup>3</sup>N/h・炉の記述はありませんでした。質問回答に基づき、各ごみ質における排ガス量が、31,000m<sup>3</sup>N/h・炉以下であれば問題ないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>